

令和8年度 兵庫県障害者ピアサポート研修実施要領

1. 目的

- (1) 自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーターを養成します。
- (2) 上記のピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等（管理者及び職員）の養成を図ります。
- (3) 障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とします。

2. 実施主体

兵庫県（受託 一般社団法人兵庫県相談支援ネットワーク）

3. 研修の種類

(1) 基礎研修

障害者と管理者等（管理者や事業所職員）がピアサポートの基礎を学びます。

(2) 専門研修

基礎研修を修了した人が受講できます。令和7年度までの研修修了者を含みます。

(3) フォローアップ研修

専門研修を修了した人が受講できます。令和7年度までの研修修了者を含みます。

4. 研修対象者

(1) ピアサポーター

- ア 障害福祉サービス事業所等において、現にピアサポーターとして、雇用契約に基づき雇用されている障害者（雇用形態は常勤、非常勤は問いません）。
- イ 障害福祉サービス事業所等において、職員として雇用されて働いており、今後、障害を開示し、障害や疾患の経験を活かして、ピアサポーターとして働きたい障害者
- ウ 障害福祉サービス事業所等において、ピアサポーターとして雇用が見込まれる障害者（雇用が見込まれるとは、雇用契約を結ぶ予定の事業所が決まっていることをいいます）
- エ ピアサポーターに関心がある障害者、ピアサポート活動をしたいと考えている障害者

(2) 管理者等（管理者及び職員）

- ア 障害者をピアサポーターとして雇用している障害福祉サービス事業所等の管理者等
- イ 現在、職員として雇用している職員が、今後、障害を開示し、障害や疾病の経験を活かして、ピアサポーターとして働くことを希望している障害福祉サービス事業所等の管理者等
- ウ 障害者をピアサポーターとして雇用することを考えている障害福祉サービス事業所等の管理者等

エ ピアサポーターに関心がある障害福祉サービス事業所等の管理者等

※原則、兵庫県内の事業所に所属するピアサポーター及び管理者等、県内在住の障害者を対象とします。

5. 研修日程及び会場

(1) 基礎研修

1 日目 令和 8 年 10 月 1 日 (木) 11:00-16:25 (予定)

2 日目 令和 8 年 10 月 2 日 (金) 10:00-16:10 (予定)

会場： 加古川総合福祉会館

(2) 専門研修

1 日目 令和 8 年 11 月 4 日 (水) 10:00-17:20 (予定)

2 日目 令和 8 年 11 月 5 日 (木) 10:00-16:20 (予定)

会場： SHOWA グループ総合文化センター (加古川総合文化センター)

(3) フォローアップ研修

1 日目 令和 9 年 1 月 21 日 (木) 10:00-17:10 (予定)

2 日目 令和 9 年 1 月 22 日 (金) 10:00-16:30 (予定)

会場： 加古川総合福祉会館

※補講等の予定はありません。

6. 会場

・ 基礎研修及びフォローアップ研修

加古川市総合福祉会館

(兵庫県加古川市加古川町寺家町 177-12)

・ 専門研修

SHOWA グループ総合文化センター (加古川総合文化センター)

(兵庫県加古川市平岡町新在家 1224 番地の 7)

7. 定員

障害者・ピアサポーター 30 名

管理者及び職員 30 名

8. 受講費用

研修資料代 10,000 円

一部のみの受講の場合でも返金は致しません。

9. 申込方法

申込はインターネット申請です。

10. 受講決定

申込者が多数の場合、選考により受講者を決定します（先着順ではありません）。

選考結果の理由等は一切お答えできませんので、ご了承ください。

11. 修了証書の交付

兵庫県は、研修修了者に対して氏名、生年月日、修了した研修の課程、修了年月日を記載した修了証書を交付します。

※修了証書は再発行しません。紛失しないよう保管してください。

12. 問合せ先

peer.hyogo.pref2021@gmail.com （事務局 担当：彼谷哲志）

電話での対応を希望される場合は、その旨を上記にメールしてください。

13. その他

- 本研修は、「障害者ピアサポート研修事業の実施について」（令和2年3月6日付障発第 0306 号第 12 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づいて実施します。
- 障害福祉サービス等報酬におけるピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算及び退去後ピアサポート実施加算の対象要件として位置付けられている研修です。

※ ピアサポートに係る加算

ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算及び退去後ピアサポート実施加算を言います。A型のスコア区分の「ピアサポーターの配置」も同等とします。